

僅々なりしかど、後追々諸組附の組地と成り、今の如く成りたり。此の地邊は昔は法嶋村の河原なりしといへり。

○早道強足之傳話

三壺記に云ふ。慶長十五年の頃、中納言利長卿越中高岡に在城し給ひ、小姓組長田牛之助方に尾張牢人石原手筋之助と云ふ者を抱え置けるよし聞召され、彼者早々取つて出せと、牛之助へ仰せ渡されけり。牛之助左様の牢人は手前に居申さず。其上抱え置きても捕へて出すと申武士は有間敷と取合はず。彼手筋之助には路銀をとらせ、上方へおとしけり。此事隠れなければ、早道の者堀作兵衛に彼者の男振・衣類・刀脇差等覺書にして相渡し、大聖寺の近藤大和方へ被遣けり。作兵衛高岡を四つ時分に出で、八つ時過ぎに大聖寺へ參着し、大和に書狀を渡す。大和は甲斐守の父にて、大聖寺の所司代なれば、取りも敢ず足輕十四・五人を撰出し、大聖寺の關所に隠し置き、今や〜と待ちける處に、翌朝彼手筋之助關所へ来る。手筋之助と見るよりも關門を塞ぎければ、手筋之助永正祐定の刀を抜きて切むす。然れども終に首をとられ、使者を添へて彼首をば高岡へ指上

げると。又微妙公夜話録に云ふ。利常卿小松に御座被成頃、江戸より急御用有りて、早飛脚足輕四人にて參着す。其段御聽に達しけるに、其飛脚は何方に居るかと御尋也。御玄關前に罷在る由言上すれば、飛脚の者共早々搦取つて、會所の部屋へ入れて、嚴敷縮可申付旨被仰出けり。いかゞの罪科に候哉と人々申居る處、一時許過ぎ、先刻の飛脚足輕共定めて空腹に可有之、湯漬給へさせ候やう被仰出、則被下けり。晚方に成り、如何の鉢にて罷在哉之旨御尋ねに付、草臥候哉たわいなくふせり、唯今目覺し罷有由言上す。然らば細をととき候やうにと被仰付。其後御意被遊、扱々早く參りたり。重寶成奴ども也。甚だ精を揉みたるもの、安堵しては死するもの也。故に態と右の如く申付けたる也。最早くるしからず。食を爲給返して爲休可申と被仰出。銀子三枚宛賜はりけり。不存寄儀と皆々悦び罷歸りけりとぞ。按するに、早道強足の傳話は此の外にもあるべけれど、懷惠夜話に、馬廻組樫田兵藏の先祖三右衛門は、無比類岩乗者なり。瑞龍公在京し給ふ頃、三番の直番を勤めたり。その間非番日は金澤へ歸り、又次の番日前

に京都へ參りけり。如斯する事毎度なり。凡一日に六十里

を容易く歩行すと也。又林藤太夫と言ふ者、岩乘を言立に

して渡り奉公をす。後に備前岡山の領主松平新太郎被抱、

三百石を賜はりたり。尤岩乘を言立にすといへども、平生

の早使等は用捨あるべし。何とか大切の用事有之時可相

勤旨兼約す。或年新太郎殿子息大病に付、京都の醫師を被

呼下使を被申付たり。藤太夫朝五つ時に登城し、臺所に

て食餌を調へ、飛脚箱を頸に懸け、草鞋をはき、笠を胸に

當て出でたり。兼々言立てなりといへども、萬一遅參の時

は如何と有りて、早道の者を兩人被相添。藤太夫見て、二

人の者隨分つゞき候へと云うて、歩行する事鳥の飛ぶが如

し。拾町の内にして二人の者はおくれぬ。藤太夫は其日い

まだ暮れざる内に播州の武庫川に着し、一宿して勞を休

め、翌日京都へ着し、右之用事を達し、其日之内に又武庫

川へ來り一宿し、三日目に岡山へ歸る。凡二百里の道程也。

藤太夫常の諺に、天下に關と云ふ事はなきものなり。關守

のあはやといふ内に、影をもとゞめずとぞ。右等の早道強

足は古今無双の事にて、世に珍敷早道といふべし。故に今

爰に記載す。

○早道飛脚足輕規則

舊藩中は早道飛脚に、早飛脚・中飛脚・常飛脚とて、刻限日

數の定めありて、夏季・冬季により路銀の渡し方・褒美の差

あり。十二冊定書割場條目部に定書を載せたり。萬治二年

六月の定書に云ふ。江戸へ早飛脚、夏五日、冬六日二時、

此刻限より早く參着候はゞ、品により御褒美被下、遅きも

のは路銀之内おさへ可申候。同常之飛脚、夏十日、冬十二

日、此日限より遅く參り候はゞ、路銀之内おさへ可申、不叶

斷有之候はゞ各別之事。京に早飛脚、夏二日三時、冬三日、

此刻限より早く參着候はゞ、品により御褒美被下、遅きも

のは路銀之内おさへ可申。常之飛脚、夏五日、冬六日、此

日限より遅く參候はゞ、路銀之内おさへ可申。越中境に早

飛脚、夏一日三時、冬一日五時たるべき事。とあり。又金

澤割場格帳に、萬治二年御定。江戸に早飛脚、三月朔日よ

り八月晦日まで六十時、九月朔日より二月晦日まで七十四

時之事。江戸に中飛脚、三月朔日より八月晦日まで八十四

時、九月朔日より二月晦日まで百八時之事。京都に早飛脚、

同中飛脚夏七日、冬九日、此日より遅く參り候はゞ、路銀之内おさへ可申候。同常之飛脚